

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定により、同条第1項の認可をしたので、同条第10項の規定に基づき、告示する。

令和7年5月9日

飯塚市長 武井政一

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1 名 称 | 飯塚市東潤野自治会 |
| 2 規約に定める目的 | 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
二 美化・清掃等区域内の環境整備
三 集会施設の維持管理
四 地域社会の向上発展を図るための市行政との協力
五 鎮西地区自治会及び交流センターと連絡提携の維持
六 その他区域発展に必要な事業 |
| 3 区 域 | 飯塚市潤野8番地72から922番地1まで |
| 4 事務所の所在地 | 飯塚市潤野885番地15 |
| 5 代表者の氏名及び住所 | 氏 名 田中 章
住 所 飯塚市潤野51番地2 |
| 6 裁判所による代表者の職務執行上の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 | 無 |
| 7 代理人の有無(氏名及び住所) | 無 |
| 8 認 可 年 月 日 | 令和7年5月8日 |